

憲法の現在

◆憲法問題特別委員会だより◆

憲法における裁判の公開原則の実質的実現とその方策
—最高裁判所民事・刑事判例集（民集・刑集）誤記問題を契機として—

憲法問題特別委員会 副委員長 吉原 裕樹



第1 はじめに

1 誤記問題の発覚

2021年10月、最高裁判所民事・刑事判例集（以下、通称に従い、「民集」・「刑集」という）の誤記問題が、広く報道された。すなわち、「最高裁は〔2021年10月〕18日、重要な司法判断を掲載する公式資料『判例集』のうち、大法廷判決12件に判決文の原本と異なる誤りが119カ所見つかったと正式に発表した。……これとは別に、最高裁のウェブサイトに掲載している大法廷判決にも、248カ所の間違いが見つかったと明らかにした。……原因は特定できないとしている」。^{※1}

民集・刑集は、日本の最高裁判所の公式判例集であり、判例の学修・研究において、出発点となるべき最重要の文献である。^{※2} それにもかかわらず、今般、これらの判例集に多数の誤記が発見されたため、多くの法曹・法学研究者に衝撃を与えた。

2 検討の視点

この民集・刑集誤記問題は、裁判所の重大な過誤というだけでなく、裁判の公開原則（憲法82条1項）に関しても、重要な問題を投げかけるものである。そこで本稿では、民集・刑集誤記問題を契機として、裁判の公開原則を実質的に実現する意義を再検討するとともに、その具体的方途を明らかにする。^{※3}

※1 共同通信社「判例集、119カ所の誤り発表 最高裁『大変申し訳ない』」（2021年〔10月18日〕）47ニュースウェブサイト（<https://www.47news.jp/news/6934539.html>）。

※2 東京大学法学院研究室図書室「わかつておきたい判例の探し方入門編」（2018年）同図書室ウェブサイト（<https://www.lib.j.u-tokyo.ac.jp/holdings/case/howto.html>）4頁は、学修者に対し、以下のとおり助言している。「判例を研究する上で避けては通れないのが、民集・刑集と呼ばれる公式判例集です。……論文やレポートでは、判例を引用する際は出典が求められます。特にこれらの公式判例集は優先して引用するのが望ましいとされています」。

※3 本稿の内容は、もっぱら筆者の私見に基づくものであって、いかなる組織・団体をも代表するものではない。また、本稿に記載する事実関係は、特に記載のないかぎり、本稿執筆（2021年11月1日）時点で判明しているものである。

第2 事実関係

1 裁判所による公表

裁判所は、2021年10月21日、裁判所ウェブサイトにて、次のように報告した。^{※4}

昭和23年〔1948年〕から平成9年〔1997年〕までに言い渡された最高裁判所の大法廷判決14件……について、本ウェブサイトにおける記載や、最高裁判所民事・刑事判例集（以下「判例集」といいます。）における記載が、実際の判決書の記載と異なることが判明しました。……本ウェブサイト上の該当する裁判例については、近日中に、現在までに判明している箇所につき修正を施した上で再度公開する予定であります（→10月21日修正の上公開しました。）。判例集の修正については今後の調査を踏まえて検討したいと考えています。

裁判所は、裁判所ウェブサイトにおける判例データベース上の誤記については、同ウェブサイトにて、誤記の該当頁・データベースの誤記内容・実際の判決書における正しい記載内容の対照表を公表している。^{※5}

他方で、裁判所は、判例データベースと異なり、民集・刑集における誤記については、ウェブサイトにて、誤記のあった該当頁を公表していない（民集・刑集の誤記内容と、実際の判決書における正しい記載内容との対照表は公表している）。誤記が判明した判例の中には、長大なものも少なくないため、同対照表

※4 最高裁判所「裁判所ウェブサイト及び最高裁判所民事・刑事判例集に掲載されている裁判例における記載の違いについて」（2021年〔10月21日〕）裁判所ウェブサイト（https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/hanrei/index.html）。

※5 同上。なお、裁判所ウェブサイトの判例データベースに収録された判例には、すでに修正が施されている。

※6 同上。

から、誤記の箇所を特定するのは容易でない。

2 筆者の調査

(1) 民集39巻5号

筆者は、2021年10月29日、大阪弁護士会図書室にて、民集・刑集の原本を調査した。

民集39巻5号には、今般誤記が発覚した、最大判昭和60年（1985年）7月17日民集39巻5号1100頁（衆議院議員定数不均衡訴訟）が収録されているところ、上記図書室に所蔵された民集39巻5号の「表見返し」（=表紙のすぐ裏面）の部分に、訂正紙片が貼付されていた。同訂正紙片には、「最高裁判所民事判例集第39巻第5号正誤表（印刷の誤植の訂正）」という標題が記載され、「該当箇所 1129頁13行目（昭和59年（行ツ）第339号事件）」・「誤処理をもつて応待するということに」・「正処理をもつて応対するということに」という対照表が掲載されていた（なお、「正」欄のうち、「対」の字に下線が付されていた）。上記対照表は、今般の誤記問題にて発覚し、裁判所が公表している訂正に係るものである。

筆者は、2021年10月29日、大阪弁護士会図書室司書に、上記訂正紙片について尋ね、同年11月1日、同司書から、以下のとおり回答を得た。「大阪弁護士会図書室の記録・帳簿等を確認したが、上記訂正紙片の作成主体・貼付時期・貼付経緯等に関する記録は残っていないかった。しかし、上記図書室に配属されている司書の人員体制は、2021年7月以降現在まで変化がないところ、現在同図書室に配属されている司書が、上記訂正紙片を作成・貼付していないことは確実である。そのため、上記訂正紙片の貼付時期が、2021年6月以前であることは、確実であると思われる。」

(2) 誤記問題の対象でない民集・刑集

筆者は、2021年10月29日に大阪弁護士会図書室にて、今般の誤記問題の対象となって「いない」民集・刑集も調査したところ、「裏見返しのあそび」（裏表紙のすぐ裏面の前頁）の部分に、誤記訂正のための紙片が貼付されており、同紙片の形状等から、貼付されてから明らかに長期間が経過したものがあった。

(3) 誤記問題の対象である民集・刑集のうち、民集39巻5号以外のもの

筆者は、2021年10月29日に大阪弁護士会図書室に

て、裁判所が誤記があったと公表している民集・刑集のうち、民集39巻5号（上記(1)）以外のものも調査した。しかし、民集39巻5号のように、訂正紙片が貼付されているものは見当たらなかった。

これに関して、民集39巻5号の「表見返しのあそび」（表紙のすぐ裏面の次頁）の部分には、「最高裁判所事務総局 寄贈」との押印があった。^{※7}一方、裁判所が誤記があったと公表している民集・刑集のうち、民集39巻5号以外のものには、「最高裁判所事務総局寄贈」ないしこれに類する押印や記載はなかった。

(4) 小括

以上からすると、裁判所は本稿執筆時点で、裁判所ウェブサイト等では民集・刑集における誤記のあった頁を公表していないが、最高裁判所事務総局は、民集・刑集の寄贈先を記録しており、寄贈先にのみ、誤記のあった頁が分かる対照表を送付している可能性がある。そしてその送付時期は、上記(1)の調査結果からすると、2021年6月以前である可能性がある。

3 発覚の経緯

裁判所は、民集・刑集の誤記が発覚した経緯について明らかにしていない。

しかし、もともと永田憲史教授（関西大学法学部・刑事学）が、研究過程で誤記に気付き、裁判書原本と民集・刑集とを対照する調査をしたうえで、裁判所に情報提供したようである。^{※8}

永田憲史教授は、共同通信社の取材に対し、次のよ

※7 なお、押印がなされた時期は、明らかでなかった。

※8 小谷昌子准教授（神奈川大学法学部・医事法）は、2021年10月17日、Twitterにて、下記の公開投稿をした（<https://twitter.com/kttnmk/status/1449655991037952002>）。

この件につき情報提供がなされたという関西大法学部の永田憲史先生のツイートによると、「最大判昭23年3月12日の刑集にあります。裁判書（原本）にある30字分のフレーズが刑集から抜けていることが判明しました。」「『公共の福祉に反しない限りという厳格な枠をはめているから、もし』という部分が刑集では抜け落ちています。この部分は裁判書のちょうど一行分だそうです。」とのことです。

永田先生のツイートで、この件についてはコピペでのツイート可とのことでしたので、ツイートしました。

「旭川学力テスト事件判決では、誤記により意味が逆になっています。裁判書（原本）『そのような支配と認められる限り』／刑集『そのような支配と認められない限り』」（永田先生のツイートより）

永田憲史教授本人は、Twitterアカウントを、一般ユーザーに対して非公開、特定のユーザーに対してだけ公開（いわゆる鍵付きアカウント）に設定している（https://twitter.com/penology_nagata）。

^{*9}
うに述べた。

死刑を合憲と認めた1948年の最高裁判決〔=最大判昭和23年〔1948年〕3月12日刑集2巻3号191頁。死刑合憲判決〕では、憲法13条との関係で死刑の合憲性を説明する重要な部分が判例集から抜け落ちていた。論文などで頻繁に引用される箇所であり、驚きを禁じ得ない。この判決は死刑だったため判決原本が今も保管されていたが、法律が定める保管期間を過ぎ、原本が既に廃棄されて確認できないものも多数に上ることが予想される。その場合、判例集の記載を原本通りとみなすぐらいしか現実的な対処法はないのではないか。

第3 誤記の影響

1 判例理解への影響

今般発覚した民集・刑集の誤記には、さまざまな種類のものが含まれる。句読点の脱落、句点と読点の取り違えや、単純な誤記も少なくない一方で、判例理解に影響を及ぼしうる重大なものも含まれる。

2 旭川学テ事件

たとえば、最大判昭和51年（1976年）5月21日刑集30巻5号615頁（旭川学テ事件）は、（正しくは）以下のとおり判示した（〔 〕は引用者が補った）。

〔教育基本法10条1項〕が排斥しているのは、教育が国民の信託にこたえて右の意味において自主的に行われることをゆがめるような「不当な支配」であつて、そのような支配と『認められる』限り、その主体のいかんは問うところでないと解しなければならない。

刑集では、上記引用部分に「要旨第三」と付記されており、裁判所ウェブサイトにおける判例データベースでも、上記引用部分に下線が付されている。そのため、最高裁判所が上記引用部分を重視していることは間違いない。

それにもかかわらず、刑集は、本来『認められる』と記載するべきところ、「認められない」と、真逆の

※9 共同通信社（永田憲史）「驚きを禁じ得ない 識者談話」（2021年〔10月18日〕）弁護士ドットコムニュースウェブサイト（共同通信社の配信記事。https://www.bengo4.com/lawyer/mypage/news/articles/64696/）。

^{*10}
誤った記載をしてしまった。

3 死刑合憲判決

また、最大判昭和23年（1948年）3月12日刑集2巻3号191頁（死刑合憲判決）は、（正しくは）次のように判示した（〔 〕は引用者が補った。また、旧字体を新字体に改めた）。

〔憲法13条〕においては、すべて国民は個人として尊重せられ、生命に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする旨を規定している。しかし、同時に同条においては、『公共の福祉に反しない限りという厳格な枠をはめているから、もし』公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剥奪されることを当然予想しているものといわねばならぬ。

刑集では、上記〔 〕部分が脱落してしまっている。上記〔 〕部分は、裁判所が「生命に対する国民の権利」の制約の合憲性を厳格に審査しなければならないとか、刑種のなかで死刑を選択するに当たって、特に慎重に判断しなければならないとの解釈につながる可能性が少くない。そのため、上記〔 〕部分の脱落は、判例理解に少なからぬ影響を及ぼす^{*11}。

第4 裁判の公開原則からの検討

1 公開原則の実質的保障

筆者は別稿にて、「憲法における裁判の公開原則の実質的保障とは、一般人による裁判情報へのアクセスが、現実にも確保されていることを指すが、同アクセ

※10 本判決の最高裁判所調査官解説のなかに、次の叙述がある（今井功「最判解 最大判昭和51年〔1976年〕5月21日刑集30巻5号615頁」最判解刑事篇昭和51年度〔1976年度〕188頁。〔 〕は引用者が補った）。

〔教育基本法10条1項〕が排斥しているのは、教育が国民の信託にこたえて右の意味において自主的に行われることをゆがめるような「不当な支配」であつて、そのような支配と『認められる』限り、その主体のいかんは問うところでないと解しなければならない。

最高裁判所調査官解説は、刑集よりも後に公刊されるし、上記引用文は、ほとんど判決原文のままである。そのため、最高裁判所調査官は、上記解説執筆時に、刑集の誤記に気付いた可能性が高い。しかし、今般の問題発覚に至るまで、裁判所から、刑集の誤記が公表されることにはなかった。

※11 本判決は、戦後初期になされたため、最高裁判所調査官解説は存在しない。

※12 拙稿（吉原裕樹）「裁判の公開原則の意義と実現」辻村みよ子責任編集『憲法研究 8号』（信山社、2021年）167頁以下。

スは、現在の日本では、著しく阻害されている」と論じた。

2 今般提起された問題

一般人による判決原文へのアクセスが容易であれば、民集・刑集の誤記が、より早期に発見された（言い換えれば、今般のように何十年も誤記が放置されることはない）可能性が、十分に考えられる。

そのため、今般の民集・刑集誤記問題は、一般人による裁判情報へのアクセスが阻害され、裁判の公開原則の実質的保障が十分でないことを、あらためて印象付けるものであった。

第5 あるべき方策

一般人による裁判情報へのアクセスを確保し、公開原則を実質的に保障するために、以下のような方策が考えられる。

なお、裁判所は、今般の誤記発覚を受けて、誤記の可能性を減らすために、裁判所ウェブサイトにおける判例データベースや民集・刑集に掲載する判例を、より厳選しよう（件数を減らそう）とする可能性がある。仮に、裁判所がそのような方針をとるとすれば、同方針は、裁判の公開原則の実質的保障を損なうものである。

1 国立国会図書館デジタルコレクションの活用

最近の判決文は、ほぼ例外なく、デジタル・データ形式にて作成される。同データを活用して判決文を公開するかぎり、誤記の危険性は大きくはない。そのため、判決原文と対照させて誤記の有無・内容を検証するべき必要性が高いのは、ある程度過去の判決文である。

近時、日本の国立国会図書館は、国立国会図書館デジタルコレクションにて、資料スキャンデータのデジタル公開を進めている。^{※13}そこで、たとえば昭和時代の重要な判例の原文スキャンデータを、上記デジタルコレクションにて公開することは、真っ先に検討されてよい。^{※14}

2 下級審裁判例

(1) 幅広い公開の必要性

下級審裁判例のなかには、裁判所ウェブサイトの判

※13 国立国会図書館デジタルコレクションウェブサイト (<https://dl.ndl.go.jp/>)。

※14 判決文に記載されたプライバシー情報等について、マスキングを要する場合がありうる。以下の叙述においても同様である。

例データベースにも民間の判例データベースにも掲載されず、一般人がアクセス困難であるものが非常に多い。しかし、下級審裁判例のなかにも、重要な判断を含むものがあるし、多くの下級審裁判例が幅広く公開されることで、裁判所の判断傾向を、より正確に知ることができよう。そのため、裁判の公開原則からすれば、最高裁判所判例だけでなく、下級審裁判例も、裁判所ウェブサイトの判例データベースにて積極的に公開されることが望ましい。

(2) 匿名化の必要性

従前、裁判所は、判例・裁判例を裁判所ウェブサイトにおける判例データベースに掲載するに当たって、人名等の匿名化（仮名化）を行ってきた。匿名化が過度になされると、裁判の公開原則の実質的保障を損なう可能性がある。一方で、判決文には、高度のプライバシー情報が記載されることも珍しくないため、プライバシー保護のため、匿名化するべき必要性も、一般論としては否定しがたい。しかし、判例・裁判例について、匿名化の要否を個々に判断していると、幅広い裁判情報の公開は困難である。

(3) 解決策

この問題を解決するため、2020年に、日弁連法務研究財団「民事判決のオープンデータ化検討プロジェクトチーム」（以下「本PT」という）が組織された。本PTでは、弁護士・研究者だけでなく、ウエストロー・ジャパン株式会社、第一法規株式会社等も構成員となり、最高裁判所事務総局総務局長・内閣審議官・法務省司法法制部長等がオブザーバーとして参加した。^{※15}

本PTは、2021年3月に、「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」を公表した。そのなかには、以下の叙述がある。

本PTにおいては、民事判決情報を効率的に仮名化するための方策を模索するため、AIによる仮名化の技術的可能性を検証することとして、以下の実証実験を実施することとした。……本PTでは、LS社 [=株式会社Legalscape] に委託して民事判決情報の機械処理による仮名化についての

※15 日弁連法務研究財団ウェブサイト (<https://www.jlf.or.jp/work/hanketsuopendata-pt/>)。

※16 日弁連法務研究財団「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」（2021年〔3月25日〕）同財団ウェブサイト (<https://www.jlf.or.jp/work/hanketsuopendata-pt/>)。

実証実験を行った。……実証実験の結果としては、機械処理による仮名化の「①対象語句の特定」における再現率・精度は約94%であり、対象とされた民事判決情報のうち5割超のものについては、機械処理によって仮名化すべき対象語句として特定されたものが仮名後のデータにおいて仮名化されていた語句と完全に一致したという結果となった。また、機械処理による仮名化の「②語句属性の特定」における精度は約98%であった。LS社の説明によれば、今後のカスタマイズ等により再現率・精度の一定の上昇が見込まれるもの、機械処理のみによる再現率・精度を100%とすることは技術的には不可能であり、100%を目指すためには、機械処理後に入手による確認・修正を行うことが不可欠であるとのことであった。もっとも、当初から全て入手で仮名化する場合と比較すれば、仮名化に要する時間を大幅に減縮することができる見込みであるし、人手での修正を支援するツールを開発すること等により、更なる時間の短縮を図ることも考えられることであった。

上記引用文のとおり、AIを活用して、判決文における匿名化（仮名化）を進めれば、多くの判例・裁判例を、より効率的に判例データベースに掲載することができよう。

(4) 閲覧・謄写制限申立て

上記引用文のとおり、AIによる匿名化（仮名化）は完全ではない。これについて、プライバシー侵害等を懸念する見解があろう。

しかし、憲法82条1項により、判決は公開が原則である。民事訴訟法上も、原則として誰でも、判決・訴訟記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法91条1項）。

仮に、第三者が判決・訴訟記録を閲覧すると、プライバシー等の重大な侵害が生ずる場合には、当事者は、閲覧・謄写の制限を申し立てることができる（民事訴訟法92条1項）。閲覧・謄写の制限は、実務上、緩やかに認められる傾向にある。^{※17}

訴訟代理人弁護士が、判決・訴訟記録にあらわれ

※17 大阪弁護士会「『民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案』に対する大阪弁護士会意見書」（2021年〔10月1日〕）同会ウェブサイト（https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2021/oba_spk-263.pdf）7頁。

る、依頼者の情報の機密性が高いにもかかわらず、閲覧・謄写制限申立てを懈怠した結果、依頼者にプライバシー侵害等が生じた場合には、懲戒事由となりうる（弁護士法1条2項、弁護士職務基本規程5条・21条・22条1項等）。このことは、現行法のもとでも、なんら変わりはない。

そのため、訴訟代理人弁護士が、その職務上の義務に従って、適切に閲覧・謄写制限申立てをしているかぎり、AIによる匿名化の弊害は、さほど生じないであろう。

(5) 出版社の特権性

ア 一般人と出版社の対比

上記第4の1記載の別稿にて論じたとおり、一般人の裁判情報へのアクセスは、著しく阻害されている。他方、一部の出版社は、裁判情報へのアクセスを、特権的といつてもよいほどに保障されている。以下、具体的に検討する。

イ 一般人

一般人が、判決・訴訟記録の閲覧謄写を請求するためには、1件当たり150円の手数料を要する（民事訴訟費用等に関する法律7条、別表第二第1項）。一般人は、判決・訴訟記録を閲覧謄写しようとする場合、原則として記録閲覧謄写室（ないしこれに準ずる場所）で閲覧する必要があり、裁判所庁舎外へ持ち出すことはできない。一般人が判決・訴訟記録を謄写して持ち帰るためにには、謄写に要する費用を自ら負担する必要がある。^{※19}

ウ 一部の出版社

他方、一部の出版社は、一般人とはまったく異なる便益を享受している。すなわち、最高裁判所情報公開・個人情報保護審査委員会による令和3年（2021年）7月26日付答申（令和3年度〔情〕答申第11号東京地方裁判所における判決貸出簿の一部開示の判断に関する件）^{※20}は、以下のとおり判断した。

※18 最高裁判所事務総局総務局長「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」（平成9年〔1997年〕8月20日付 総三第97号 最高裁判所事務総局総務局長通達）第3の3(2)・(5)。裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案Ⅱ（五訂版）』（司法協会、2017年）88頁。

※19 具体的な謄写方法としては、裁判所庁舎内の謄写業者に、謄写を依頼することが多い。

※20 裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/hisyokakaiji1/r3j11.pdf>）。

第1 委員会の結論

「判決貸出簿（貸出年月日が2019年中になっているもの）」の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断……について、苦情申出人が開示すべきとする部分を不開示とした判断は、妥当である。……

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち「定期的に貸し出しを行う出版社」の「出版社名」欄又は「労働4か部専門貸出」の「貸出先」欄には、東京地方裁判所において定期的に判決の写しの貸出しを受けている特定の法人の名称等が記載されている。このような判決の写しの貸出しに関する事実は、一般に知られているものではなく、当該法人名は、当該各法人が裁判所から定期的に判決の写しの貸出しを受けているという情報収集のノウハウに関する情報に当たるものである。……

第6 委員会の判断の理由

[委員会が] 見分した結果によれば、本件対象文書のうち「定期的に貸し出しを行う出版社」と題する書面の「出版社名」欄及び「労働4か部専門貸出」と題する書面の「貸出先」欄には、東京地方裁判所において定期的に判決書の写しの貸出しを受けている特定の法人の名称等が記載されていることが認められ、この記載が公にされた場合には、特定の法人が、特定の裁判所から定期的に判決書の写しの貸出しを受けているという競争上の地位が脅かされるおそれがあるといえる。／したがって、本件対象文書のうち「定期的に貸し出しを行う出版社」と題する書面の「出版社名」欄及び「労働4か部専門貸出」と題する書面の「貸出先」欄に記載されている特定の法人の名称は、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法 [=行政機関の保有する情報の公開に関する法律] 5条2号イ）に相当すると認められる。

上記引用文のとおり、一部の出版社は、裁判所から、定期的に判決書写しの貸出しを受けている。同出版社は、貸出しを受けるに当たって、1件当たり150円の閲覧・謄写の手数料を負担している形跡はないし、裁判所庁舎外に判決書写しを持ち出すことができ

*21
ているようである。

工 憲法適合性の検討

このように、一部の出版社は、一般人や他の出版社が享受することのできない、特權的な便益を享受することができている。

このような取扱いは、平等原則（憲法14条1項）を相当程度制約するものである。もっとも、このような取扱いも、当該一部の出版社が判例集・判例雑誌を公刊し、それらを通じて、一般人の裁判情報へのアクセスが十分に改善・実質化されるのであれば、必ずしも違憲とはいえない。

しかし、上記引用文によれば、上記答申と最高裁判所事務総長は、「特定の法人が、特定の裁判所から定期的に判決書の写しの貸出しを受けているという競争上の地位」を保護した。このように、裁判情報への特權的なアクセスを、一部の事業者にだけ認め、しかもそれを「競争上の地位」として保護するような取扱いは、合理性に乏しく、平等原則に違反するといわなければならぬ。また、同取扱いは、ただちに裁判の公開原則違反とはいえないとしても、裁判の公開原則の趣旨にも大きく違背するものである。

上記引用文にて最高裁判所事務総長の説明するとおり、たしかに、「このような判決の写しの貸出しに関する事実は、一般に知られているものではな」いであろう。一部の出版社の特權の大きさ、合理性の乏しさからすれば、社会一般に知られると、厳しい批判を受け、このような取扱いを継続できなくなることが必至である。

仮に、一部の出版社に、裁判情報への特權的なアクセスを認めるとしても、一般人の裁判情報へのアクセス保障実質化によって正当化可能なものとする必要がある。そのためには、少なくとも、特權的な取扱いを受けることができる事業者を固定化することなく、上記アクセス保障に資する事業者の参入を認めるべき必要がある。

*21 なお、このような取扱いは、東京地方裁判所に限られないようである。

OBAMJ November 2021 Vol.202

(通巻808号)

月刊 大阪弁護士会

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 <https://www.osakaben.or.jp>

2021年(令和3年)11月30日 ●発行：大阪弁護士会 ●発行責任者：広報委員会 委員長 山本健司 ●印刷：株式会社ケーエスアイ
